

# 飼い主のいない猫を増やさないために！

## 猫の飼い主は次のことを守りましょう！

### ① 屋内飼育

- ペットの猫を危険（事故・病気・失踪等）から守りましょう。
- ご近所への迷惑（フン・尿・庭荒らし等）を防ぎましょう。
- 遊び場やトイレの設置をした屋内で飼育しましょう。



### ② 去勢・不妊手術

- 猫は年に2～3回出産するため、去勢・不妊手術を行い、繁殖のコントロールは、飼い主が責任をもって行いましょう。

### ③ 首輪などに連絡先を表示

- 連絡先を首輪に付けることで、事故・災害・失踪などの際の早期発見につながります。

### ④ 終生飼育

- 飼う場合は、終生飼育できるか、きちんと考えましょう。
- 一度飼育した猫は、生涯責任を持って飼いましょう。
- どうしても飼うことが続けれれない場合は、新しい飼い主を探しましょう。
- 飼えなくなったからと捨てることは、犯罪行為です。

## 飼い主のいない猫を減らすために

「最近猫が増えてきた」「猫のフンで困っている」「どこかに連れて行って欲しい」このような相談が多く寄せられています。

飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分の減少に寄与するために、公益財団法人どうぶつ基金では、動物愛護事業の基軸として「さくらねこT N R（Trap/捕獲・Neuter/不妊去勢手術・Return/元の場所に戻す）」を実施しており、無料の不妊去勢手術チケットの配布を行っております。

この事業を利用したい場合は、同法人ホームページ内の「[T N R どうぶつ基金マイページ](#)」で新規登録後、ログインしてチケットの必要枚数を申請してください（※申請可能日は毎月1日～5日までです）。

なお、現在チケットを使用できる動物病院は、県内では八戸市に1箇所、鰯ヶ沢町に1箇所と少數であり、動物病院では月毎の受入頭数が限られていることから、応募多数の場合は抽選となりますのでご了承ください。

## 動物の愛護及び管理に関する法律で、次のように罰則が定められています。

- 愛護動物を殺傷した場合、5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金